

京都市長寿すこやかセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市規則第177号

京都市長寿すこやかセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市長寿すこやかセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

円
1,200
3,000
700
3,000
1,200

を

円
1,230
3,080
720
3,080
1,230

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)